

免税寄附金募集要項

1. 寄附金の目的・内容

本協会の実施するスポーツ振興事業の充実及び加盟団体の選手強化事業の充実並びにスポーツを通じ社会貢献のために行います。

この寄附金は、本協会が直接事業推進のために利用するものと、加盟競技団体の選手強化事業に利用するものに分けて活用させていただきます。

2. 寄附金充当事業の指定

①山形県体育協会が行う以下の事業

・市町村スポーツ振興事業 ・スポーツ少年団育成事業 ・競技力強化事業

②加盟団体が行う事業

寄附する競技団体を指定して寄附できます。この場合、一旦山形県体育協会に納付した後、県体協から競技団体へ寄附することになります。

この場合、納入された寄附金から3%の事務費を差し引いた額を、指定された競技団体へ納入することになります。

3. 寄附金募集期間 随 時

4. 寄附金の取扱い

①寄附申込書のご提出

別紙「寄附申込書」に所要事項をご記入・ご捺印いただき、本協会あてご提出ください。

申込書の提出は、郵送でも構いません。

〒990-2412 山形市松山2-11-30

公益財団法人山形県体育協会 総務課 宛

TEL 023-625-5740 FAX 023-625-5741

②寄附金の払込方法

お申込みいただきました金額を、下記にお振込みください。

山形銀行 県庁支店 普通預金 3014568

口座名 公益財団法人山形県体育協会 理事長 武田浩一

(ロウキヤ イダノホジシヤカ タケンタイケキョウカイ リジチョウ タクダコウイチ)

③免税扱いの手順

i お申込書の提出、ご送金の手続きが完了された方には、免税による寄附金の取り扱いが可能な公益財団法人山形県体育協会が発行する領収書が交付されます。

ii 公益財団法人山形県体育協会発行の寄附金領収書は、確定申告時にご使用ください。

※寄附者が法人の場合、一般の寄附金損金算入額と別枠で損金算入限度額まで損金算入が可能です。寄附者が個人の場合には、所得税法上の寄附金控除の対象となります。